平成２４年（フ）第３６４号
滋賀県守山市水保町1130番地３　メゾン・ラ・コート壱番館103号、前住所滋賀県守山市水保町1394番地　セザール琵琶湖大橋204号
債務者　平野　昭二
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６９号
滋賀県守山市勝部５丁目２番32―707号
債務者　貝取　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７１号
大津市苗鹿２丁目33番13号　エイブルハイツ201
債務者　徳田　由香
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７３号
大津市三大寺６番Ｃ―1003号　県営神領団地
債務者　伊賀並喬子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７７号
大津市におの浜２丁目２番３―202号
債務者　佐藤　芳子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７８号
大津市若葉台７番２号
債務者　小西　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８２号
滋賀県野洲市久野部162番地　メゾン近江富士506号、前住所滋賀県野洲市西河原2486番地　プレジールＫＯＪＩＭＡ105号
債務者　岩島　俊輔
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
奈良県五條市野原中４丁目５番41号　伊谷アパート
債務者　木之下秀樹
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第６６号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井372番地４、旧住所大阪府和泉市青葉台２丁目２番21号
債務者　荒井　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
鳥取県鳥取市美荻野２丁目228番地２　県住57号
債務者　谷本　文明
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４２号
広島市西区鈴が峰町17番７―301号
債務者　佐々木輝恵
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２７号
広島市東区温品４丁目13番４号
債務者　永田　美子（旧姓大湊）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４１号
広島市安芸区瀬野町2759番地273
債務者　清野聡一こと　佐藤　聡一(旧姓清野)
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４２号
広島市安芸区瀬野町2759番地273
債務者　佐藤　桂子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７４号
広島市南区宇品神田３丁目10番14―405号
債務者　小坂　　隆（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７８号
広島市安佐南区祇園２丁目17番35―802号
債務者　佐藤　清水
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５１号
広島市西区横川町１丁目12番23―301号
債務者　増原　唯夫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００９号
広島市南区翠２丁目６番19―202号
債務者　本田　典惠
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部